

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年3月5日

収支等命令者

佐賀県立嬉野高等学校長 原 美和

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度佐賀県立嬉野高等学校スクールバス運行業務委託
- (2) 契約内容 一般貸切旅客自動車運送に係る単価契約
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 対象車種 正席が45席以上の車両（学校行事用、部活動用）  
正席が25席以上の車両（部活動用）
- (5) 運行区間 佐賀県立嬉野高等学校 塩田校舎  
- 佐賀県立嬉野高等学校 嬉野校舎
- (6) 運行予定回数 年間170回程度
- (7) 内容の詳細 仕様書のとおり

### 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内企業（県内に本店を有する。又は、県内に支店を有し県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。もしくは誘致企業）であること。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に関係書類を添付のうえ、令和8年3月13日（金）午後1時までに下記の担当に持参または郵送（13日（金）午後1時必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出してください。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当 849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1418番地

佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎 事務室

電話 0954-66-2044 FAX 0954-66-9000

E-mail ureshinokoukou@pref.saga.lg.jp

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月17日（火）午後4時までに通知します。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、3の担当に同じ

(2) 入札説明会

入札説明会は実施しません。質問は、3月10日（火）午後1時までに上記担当までお問い合わせください。回答は、3月11日（水）午後1時までに電話又はメールで行います。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和8年3月23日（月） 午前9時

イ 場 所

佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎 小会議室

ウ 入札方法 入札書の直接持参による入札

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則第103条第1項の規定により納入。ただし、同条第3項に該当する者は免除。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第1項の規定により納入。ただし、同条第3項に該当する者は免除。

(2) 入札書及び委任状

ア 単価の項目は別紙「仕様書」のとおりとします。

イ 部活動利用時に使用するバスは4月～6月は大型バス、7月～3月は小型バスを予定しているため、入札書にはそれぞれの単価を記入してください。

ウ 入札書に記載する入札金額は、時間単価及び走行距離等の単価（消費税及び地方消費税を含まない）を記載してください。

エ 入札金額については、「道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、最終改正令和7年9月26日付けによる九州運輸局長名で公示されている『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について』の運賃・料金の範囲及び適用方法」を遵守してください。

オ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札書の入札単価が全項目とも予定価格以下で申込みした者の中で、かつ各項目の入札単価に予定数量を乗じて得た額に、配車費用として見込まれた額を加えた合計金額（予定総額）が最低価格である者を全項目の落札者とします。（総額落札）

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行います。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 提出された書類は返却しません。

(8) この公告に掲げる入札及び契約は、当該業務に係る令和8年度予算が成立しない場合は行わないものとします。この場合は、おって連絡します。